

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和7年度予算額 **55億円（57億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

「第6次エネルギー基本計画」において、住宅・建築物の省エネ性能については、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」とされていることから、大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

事業概要

- （1）ゼッチ・マンション（ZEH-M）の実証支援
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。
- （2）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。
- （3）既築住宅のZEH改修実証支援
省エネ設備への更新や断熱強化等の省エネリフォームに対して支援を行うことで、従来のZEH以上の住宅への改修を普及させることを目指す。

※（1）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。



公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額
(前年度予算額)

691億円
683億円

令和6年度補正予算額

2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

②防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

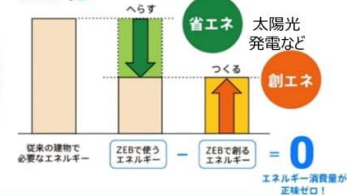


バリアフリートイレの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化** 高断熱化、LED照明、高効率空調など



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ(1/3→1/2)の時限延長(令和9年度まで)
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長(令和11年度まで)

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造の場合)
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

(担当:大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

国立大学・高専等施設の整備

令和7年度予算額 364億円
(前年度予算額 363億円)

令和6年度補正予算額 624億円

概要

- ◆「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年3月文部科学大臣決定）」に基づき、施設の戦略的リノベーションによる老朽改善、DXを含む教育研究の高度化・多様化・グローバル化等の機能強化、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進し、キャンパスの質及び魅力の向上を図る。
- ◆ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備充実を図り、産学官連携によるキャンパスの共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進することによって地域の社会課題解決・イノベーション創出や地域防災に貢献する。

事業内容

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



落下の危険がある外壁



耐災害性が向上

②イノベーション拠点の強化等

人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



イノベーション人材育成のための教育環境



フレキシブルなオープンラボ

③カーボンニュートラルに向けた取組

ZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



創エネルギー設備の整備



高効率空調・全熱交換器の整備

産業界との共創



学生と起業家・地元企業との交流を促進する共創の場



体育館をリノベーションした
コワーキングスペース、
スタートアップ創出拠点

地方公共団体・地域社会との共創



県や市と連携して地域防災
支援を行う活動拠点



産官学連携による地域
の課題解決の拠点

他の大学・研究機関等との共創



国内外の大学や
企業との連携拠点



研究者間の連携を促進する
最先端研究の拠点



老朽改善にあわせた機能強化等を行い、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野・場面・プレイヤーが共創できる拠点

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

私立学校施設・設備の整備の推進

令和7年度予算額
(前年度予算額
[令和6年度補正予算額]

91億円
93億円
129億円]



背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

学生・生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所機能を果たす私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心で持続可能な環境を確保する。また、私立学校の教育研究環境を一層高度化し、教育DXを推進するとともに、研究力等の向上や研究成果の社会実装を加速化し、社会経済の発展に寄与する。

1. 防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心な教育環境の実現

45億円 (45億円) [55億円]

私立学校施設は、多数の学生・生徒等※1にのびる学習・生活の場であるだけでなく、災害時には避難所機能を果たす※2など、重要な役割を果たす公共財※3であり、安全・安心な環境の確保は学校施設が備えるべき基本条件として極めて重要

- ※1 私立学校に通う学生・生徒の割合 大学：約75% 高校：約35%
- ※2 指定避難所等を有する私立学校 大学：4割超 小・中・高・特：3割超 [R5調査]
- ※3 解散した学校法人の財産は、最終的に国庫に帰属 [私立学校法第51条]

- 非構造部材 (吊り天井・外壁 など) や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化 (空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化 など)
- バリアフリー (合理的配慮) 対応 (EV・多目的トイレ など)
- 防犯対策 ●アスベスト対策

このほか日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施事業 (貸付) 規模 600億円 [うち財政融資資金 294億円]

Point! 利子助成対象事業に指定避難所施設等の機能強化整備事業を新設



耐震化未完了の建物が大規模地震により甚大な被害を受けた例

【耐震対策の実施率 (%) 令和5年4月1日時点】

- ① 構造体の耐震化 大：96.1 [国：99.8] 高：93.9 [公：99.8]
- ② 屋体等の吊り天井等の対策 大：67.8 [国：99.8] 高：82.5 [公：99.6]
- ③ ②を除く非構造部材の対策 大：20.0 [国：77.5] 高：40.1 [公：67.3]

「国土強靱化基本計画」(令和5年7月28日閣議決定)に基づく私立学校施設に関する目標
・構造体・非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和10年度までに完了
・国公立に比べ耐震対策 (特に非構造部材) の遅れが顕著、対策の強力な推進は喫緊の課題

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の高上げあり

2. 成長分野等をけん引する私立大学等教育研究環境の高度化による研究力・国際競争力の向上 23億円 (23億円) [15億円]

私立大学等の多様で特色ある成長分野 (AI、バイオ、マテリアル、半導体、Beyond 5G (6G)、健康・医療 等) 等の教育研究環境を一層高度化・強化することで、優秀な若手研究者等を引き付け研究力・国際競争力を向上し、研究成果の社会実装を加速化するなど社会経済の発展に寄与

- 教育研究環境 (装置※4・設備・施設) の高度化

※4 教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事を含む



【装置の例】高分解能走査電子顕微鏡
・物質構造を微小領域 (ナノレベル) で観察可能
・学生が授業で活用し、高度な分析技術を習得



【設備の例】DNAシーケンサー
・DNAの塩基配列を解明
・遺伝病や感染症の診断・治療法の開発等に大きく寄与

補助率 装置・施設1/2以内

補助率 教育基盤設備1/2以内・研究設備2/3以内

3. 私立高等学校等ICT環境の整備による教育DXの推進

22億円 (21億円) [1億円]

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

- 1人1台端末の整備 ●電子黒板や周辺機器等ICT教育設備 ●校内LANの整備

【教育DXの推進】



補助率 端末整備2/3以内
ICT教育設備整備1/2以内
校内LAN整備1/3以内

4. 熱中症・光熱費高騰・温暖化等への対応の加速化による持続可能な教育環境の実現

1億円 (4億円) [58億円]

熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進

光熱費高騰等への対応として省エネルギー化を加速することにより、持続可能な教育研究環境を実現※5するとともに、温暖化対策に貢献

- ※5 A大学の事例：研究棟 (7,500m²) 空調設備の高効率化・照明設備のLED化により電気料金を年間で約6百万円削減
- B大学の事例：教育棟 (5,500m²) 照明設備のLED化により電気料金を年間で約4百万円削減
- C中高の事例：校舎・体育館 (4,800m²) 空調設備の高効率化・照明設備のLED化により電気料金を年間で約2百万円削減

- 空調設備の整備や高効率化 ●照明設備のLED化



【照明のLED化による省エネ対策の推進】

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内

5億円
5億円

文部科学省

私立幼稚園施設整備費補助金

令和7年度予算額
(前年度予算額)

令和6年度補正予算額

23億円 ※

現状・課題・事業内容

- 緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 1 | 耐震補強 | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化 |
| 2a | 防犯対策 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置 |
| 2b | 特別防犯対策 | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進) |
| 3 | 新築・増築・改築 | … 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築（改築は仮設園舎の整備を含む） |
| 4 | アスベスト等対策 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備 |
| 6 | エコ改修 | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修 | … 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人）、衛生環境改善のための園舎の整備
(間仕切り設置、空調整備等) |
| 8 | バリアフリー化 | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備 |

対象
校種

私立の幼稚園

実施
主体

事業者（学校設置者）

事業開始
年度

昭和42年度～

補助
割合

国 1 / 3、事業者 2 / 3

※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強
特別防犯対策

国 1 / 2、事業者 1 / 2

対象
経費

工事費、実施設計費、耐震診断費 等

※ 耐震補強の一部、新築・増築・改築の一部及び屋外環境整備以外については令和6年度補正予算に計上

担当：初等中等教育局幼児教育課

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和7年度当初予算 252億円（252億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】 ※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
 - ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
 - ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
 - ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。
 - ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

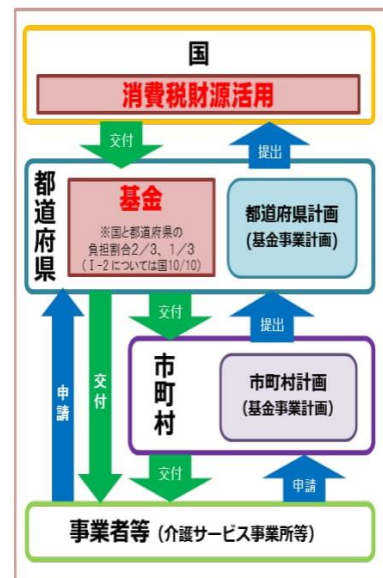
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

<実施主体等>



<令和5年度交付実績> 38都道府県

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和7年度当初予算額 50億円 (45億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円) * () 内は前年度補正予算額

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を促進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1／2〔間接補助〕
（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4）

対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

事業実績：251件（令和5年度）

施策名:社会福祉施設等施設整備費補助金
(障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業)

令和6年度補正予算額 77億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3035)

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、障害者支援施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者支援施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

耐震化整備、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等改修、浸水被害等に備えた改修等に要する費用

補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者支援施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

施策名:社会福祉施設等施設整備費補助金
(障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備事業)

令和6年度補正予算額 31億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3035)

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行支援をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画に基づくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上が図られる。

令和7年度予算額 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

- 【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村
- 【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)
- 【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】

- (私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

- (公立) 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者（市区町村）1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策（9.4億円）

令和7年度予算 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
（令和6年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
① 通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラ設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・ 助産施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 一時預かり事業所 ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設
② 耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設（児童館） ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 産後ケア事業を行う施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター ・ 児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 ・ 保育所等訪問支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所 ・ こども家庭センター ・ 里親支援センター ・ 社会的養護自立支援拠点事業所 ・ 妊産婦等生活援助事業所 ・ 児童育成支援拠点事業所 ・ 子育て短期支援事業専用施設

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】 定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（１）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（２）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）

子ども・子育て支援施設整備交付金

①通常の補助割合

(公立)

国（拠出金） (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)
-----------------	---------------	--------------

(私立)

国（拠出金） (2/9)	都道府県 (2/9)	市町村 (2/9)	設置者 (1/3)
-----------------	---------------	--------------	--------------

②補助率嵩上げ後の補助割合

(公立)

国 (2/3)	都道府県 (1/6)	市町村 (1/6)
------------	---------------	--------------

(私立)

国 (1/2)	都道府県 (1/8)	市町村 (1/8)	設置者 (1/4)
------------	---------------	--------------	--------------

※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ

③放課後児童クラブ整備促進事業による支援

(公立)

国 (2/3)	1/6相当 促進事業による支援 (国：10/10)	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
------------	---------------------------------	----------------	---------------

(私立)

国 (1/2)	1/8相当 促進事業による支援 (国：10/10)	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)	設置者 (1/4)
------------	---------------------------------	----------------	---------------	--------------

※待機児童が発生している市町村等が対象

④整備促進事業活用後

(公立)

国 (2/3)	1/6相当 整備促進事業活用後	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
------------	--------------------	----------------	---------------

(私立)

国 (1/2)	1/8相当 整備促進事業活用後	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
------------	--------------------	----------------	---------------

※待機児童が発生している市町村等が対象

(令和6年度補正)

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質的補助割合)

①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質的補助割合)

①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

■ 民生安定助成事業

概 要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根 拠

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において大量の水を使用するなど、周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

■ 民生安定助成事業の助成対象施設・補助の割合

助成対象施設	補助の割合		助成対象施設	補助の割合	
	本土	沖縄		本土	沖縄
有線ラジオ放送施設	8/10	8/10	博物館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
無線放送施設	7.5/10	7.5/10	自治会集会所（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
消防施設	2/3（限度額）	2/3（限度額）	水泳プール	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
公園	施設6/10・土地5/10	施設6/10・土地5/10	保育用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
緑地	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	港湾施設用地	7/10	9.5/10
屋外運動場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	農業用施設	2/3	2/3～8/10
駐車場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	林業用施設	2/3	2/3・8/10
水道	5/10	2/3	漁業用施設	2/3	2/3・10/10
ごみ・し尿処理施設	3/10～5/10	5.5/10～2/3	救難施設	7.5/10	7.5/10
老人福祉センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	まちづくり支援事業	7.5/10	7.5/10
コミュニティ供用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	消防庁舎	5/10	5/10
体育館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	市町村庁舎	5/10（限度額）	5/10（限度額）
公民館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	市町村庁舎（改修工事）	3/4（限度額）	3/4（限度額）
図書館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	除雪機械	7.5/10	
特別集会施設（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	まちづくり構想策定支援事業	9/10	9/10
児童館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	改修調査	9/10	9/10
保健相談センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	污水处理施設	5.5/10～2/3	6/10～7.5/10

■ 補助事業に関する要望・相談等は管轄の各地方防衛(支)局 周辺環境整備課までお願いいたします。

地方防衛（支）局	管轄区域
北海道防衛局	北海道
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	神奈川県、山梨県、静岡県
東海防衛支局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）

概 要

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

○根拠：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条

○対象：特定防衛施設周辺の特定防衛施設関連市町村に限る

対象事業のうち公共用の施設

政令第14条第1項に掲げる公共用の施設	公共用の施設の内容（例）
交通施設及び通信施設	市町村道、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、歩道、道路標識、有線放送施設、無線放送施設、サイレン警報施設 等
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール 等
環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、上水道、下水道、排水路、火葬場、公衆便所 等
教育文化施設	学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家 等
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター 等
社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園 等
消防に関する施設	防火水そう、消火栓、消防団庫 等
産業の振興に寄与する施設	農業用排水施設、農林水産物の協同貯蔵所又は共同作業所、養魚施設、織物・窯業等地場産業の保護・育成のための施設 等

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジェット飛行場	千歳飛行場	苫小牧市 千歳市
	三沢飛行場	三沢市 青森県上北郡 東北町
	八戸飛行場	八戸市
	松島飛行場	石巻市 東松島市
	百里飛行場	行方市 銚田市 小美玉市
	入間飛行場	狭山市 入間市
	下総飛行場	柏市 鎌ヶ谷市
	横田飛行場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫黄島飛行場	東京都小笠原村
	厚木飛行場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小松飛行場	小松市 加賀市
	岐阜飛行場	各務原市
	浜松飛行場	浜松市
	美保飛行場	境港市
	岩国飛行場	岩国市
	築城飛行場	行橋市 福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町
	芦屋飛行場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	新田原飛行場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
	鹿屋飛行場	鹿屋市
	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演習場（射撃場を含む。）	上富良野演習場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町
	北海道大演習場 (鳥松着弾地及び鳥松地区に限る。)	恵庭市
	然別演習場	北広島市
	矢臼別演習場	北海道河東郡 鹿追町 北海道厚岸郡 厚岸町 北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町
	岩手山中演習場	八幡平市 滝沢市
	王城寺原演習場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町
	白河布引山演習場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村
	相馬原演習場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村
	関山演習場	妙高市 上越市
	北富士演習場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村
	東富士演習場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町
	饗庭野演習場	高島市
	日本原演習場	津山市 岡山県勝田郡 奈義町
	大矢野原演習場	熊本県上益城郡 山都町
	日出生台演習場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町
	霧島演習場	えびの市 鹿児島県姶良郡 湧水町
	キャンプ・シュワブ	名護市
	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町
	三沢対地射撃場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡 伊江村
	鳥島射撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	久米島射撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	出砂島射撃場	沖縄県島尻郡 渡名喜村

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港湾	大湊港に所在する防衛施設	むつ市
	横須賀港に所在する防衛施設	横須賀市
	舞鶴港に所在する防衛施設	舞鶴市
	呉港に所在する防衛施設	呉市
	佐世保港に所在する防衛施設	佐世保市
	那覇港に所在する防衛施設	西海市 那覇市
	金武中城港に所在する防衛施設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市
	陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡 白老町
	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町
	陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	高崎市
弾薬庫	陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京田辺市
	川上弾薬庫	京都府相楽郡 精華町
	切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	東広島市 江田島市
	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市 うるま市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
試験場	下北試験場	青森県下北郡 東通村
ハリ飛行場	霞ヶ浦飛行場	土浦市
	宇都宮飛行場	茨城県稲敷郡 阿見町
	相馬原飛行場	宇都宮市
	木更津飛行場	群馬県北群馬郡 榛東村
	徳島飛行場	徳島県板野郡 松茂町
	目達原飛行場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町
	普天間飛行場	佐賀県三養基郡 上峰町
大規模ハリ施設	キャンブ座間	宜野湾市
	相模総合補給廠	相模原市 座間市
	池子住宅地区及び海軍補助施設	相模原市
	小牧基地	逗子市 春日井市 小牧市
	牧港補給地区	愛知県西春日井郡 豊山町
	北部訓練場	浦添市
	キャンプ瑞慶覧	沖縄県国頭郡 国頭村 沖縄県国頭郡 東村
		沖縄県中頭郡 北谷町
		沖縄県中頭郡 北中城村
計	73 施設	120 市町村

(独) 福祉医療機構による福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和7年度予算

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,309	1,946	363	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
2,710,768千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年1.500%～2.600% (年1.600%～2.200%)	年1.500%～2.600% (年1.600%～2.200%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和7年4月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。

() 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

令和7年度貸付契約額及び資金交付額 (計画)

(単位：億円)

区 分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,300	1,190
医療貸付事業	1,164	1,119
合 計	2,464	2,309



○新築の貸付具体例

区 分	保育所 (認可を目指す認可外保育所を含む)
融資対象先	法人
融資率	95% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.100% (年1.700%) (据置期間中無利子)

区 分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人 等
融資率	90% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.200% (年1.800%)

区 分	病院 (病床不足地域)
融資対象先	医療法人 等
限度額	7億2千万円 (※) (※) この他加算あり
貸付金利 (償還期間20年)	年2.100% (年1.700%)

(注) 貸付金利の () 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利

○災害復旧資金 (社会福祉施設等の場合)

限度額	90%
貸付金利	無利子

<対策のポイント>

中層建築物に重点を置いた建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等）の利用実証、建築基準法等に対応した強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及を支援します。

<事業の内容>

(1) 都市における木材需要の拡大

① 都市木利用拡大宣言事業

都市部等において建築物の木造化、内装の木質化や木材製品の利用拡大等に意欲を示す、「都市木利用拡大宣言」を行った事業者を登録・公表することを通じて、都市部等における木材利用に意欲が高い事業者の見える化を行います。

② 建築用木材の利用実証支援

中層建築物に重点を置いた建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材、内装材、木製サッシ）の利用実証の支援を行います。また、実証事業者が実証を通じて得た、設計・施工上の知見の普及を行います。

(2) 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

次の①から④までの取組について、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善を行う取組を支援します。

① 非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化（防耐火規制の合理化など建築関係法令改正に対応した取組を含む。）

② ツーバイフォー工法や木質パネル工法等の普及。

③ 建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化等への対応。

④ リフォーム等による長寿命化。

また、大学等と連携し、高い普及性が見込まれる新たな技術等の普及に向けた課題の整理等を行い、それにより得られた知見や実証事業の成果について普及を支援します。

<事業の流れ>



※ 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

<事業イメージ>

(1) 都市における木材需要の拡大



利用実証

設計・施工上の
知見の普及

(2) 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及



①強度や耐火性に優れた建築用木材の開発

②強度や耐火性に優れた建築用木材を活用した建築実証

③建築用木材の再検証や改善

非住宅・中高層分野の建築物の木造化・木質化の拡大に資する、強度や耐火性に優れた建築用木材の開発・普及

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

CLTを活用した先駆的な建築物の建築等支援（拡充）

【令和7年度予算額 1,000,173（1,000,621）千円の内数】

<対策のポイント>

CLTの普及に向け、寸法の標準化に係る設計・建築の実証等を支援します。

<事業の内容>

地域の関係者等が連携した協議会方式による、技術の先駆性、普及性を踏まえて行うCLT建築物の設計・建築等（他構造との建築コスト比較を含む）実証事業を行う取組を以下により支援します。

① 技術重点型

CLTを活用した中大規模建築物や先駆性が高い建築物等の設計・建築・部材実証等、難度が高い建築を実践する際に整理すべき課題を把握するための技術的な事業を重点的に支援。

② 普及重点型（拡充）

街づくりやCLT製造企業との連携構築のためのモデル的な取組のほか、**新たに同一寸法の部材を活用した取組**等、既存のノウハウを活用した低コストな設計・建築等の事業を重点的に支援。

* 複数年にわたる全体実証計画に基づき事業を採択できるとし、複数の実証事項に関して円滑な事業実施が図られるよう工夫。

<事業の流れ>

※ 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援



※経費別の補助率

- 協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
- 実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10
（中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は1/2）

<事業イメージ>

<応募から事業実施までの流れ>



<これまでの取組事例>

① 技術的な実証



積雪荷重に対応した大空間を実現した取組例
LUPICIA本社屋（二セコ町）



防耐火地域における耐火純木造の取組例
Port Plus（横浜市）



大盤パネルを用い大空間を実現した取組例
ニヘイ札幌配送センター（石狩市）

② 普及に向けた実証



ユニット化しコストを抑えた取組例
CLT CELL UNIT（唐津市）



区画単位の木造化に向けた取組例
金山Wood City（名古屋市中）

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

花粉症対策木材利用促進

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円の内数】

<対策のポイント>

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等におけるスギ J A S 構造材等の利用の促進を支援します。

<事業の内容>

スギ材需要の拡大に向けて、住宅分野において、中小工務店等の事業者がスギ J A S 構造材等の利用を図るために行う、**住宅の主要構造部等に係る設計仕様の検討・変更**やスギ J A S 構造材等の調達に係る調整などに係る経費を支援します。

助成を受ける事業者は、スギ J A S 構造材等の継続利用に関する計画を提出し、スギ材を継続的に利用することが求められます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【スギ J A S 構造材等の利用を図るための取組の例】



スギ J A S 構造材等
を利用した設計に係る
構造安全性の検証

スギ J A S 構造材
等の調達に係る調
整

スギ材を利用する意
義についての建築主
への説明

中小工務店等におけるスギ J A S 構造材等の継続的な利用



住宅分野でのスギ材の需要拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

CLT建築実証支援

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

<対策のポイント>

新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、CLT建築に携わる者の技術を底上げ等を図るため、地域でのCLTを活用した建築物の実証等の取組を支援します。

<事業の内容>

① CLT建築実証支援事業

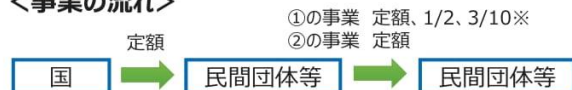
地域の関係者（CLT製造工場、設計者、施工者）等が連携した協議会方式による、他構造との建築コスト比較を含めたCLT建築物の設計・建築等の実証事業を支援。

※同一の建築物を複数棟建てることを計画している場合や既存の木造化モデルを活用した建築物を建てることを計画している場合に優先採択

② CLT等木質建築部材技術開発・普及事業

既往の技術を踏まえ、実用化に向けたCLT等の木質建築部材の製造コスト縮減や接合部の強度検証など、部材や工法の開発への支援や技術の普及等に取り組む事業を支援。

<事業の流れ>



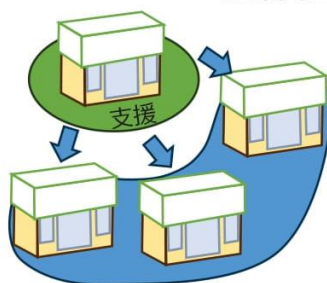
※経費別の補助率

- 協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
- 実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10
(特に優れた内容と認められる場合は1/2)

<事業イメージ>

① CLT建築実証支援事業

<建築実証のイメージ>



事業成果を踏まえ
同一建物を展開

既存の木造化モデルを活用



実証で得られた課題や解決策を整理・分析した上で
事例集や発表会等を通じて普及

非住宅分野等における木材の消費拡大

② CLT等木質建築部材技術開発・普及事業

<技術開発のイメージ>



鉄骨フレーム

CLT耐震壁
当初事業で
開発済

鉄骨造の制震ブレースをCLTの耐震壁に置換する際の配置や接合部の強度に関する技術を開発

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

JAS構造材実証支援

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

<対策のポイント>

新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大の推進等のため、JAS構造材の普及・実証の取組を支援するとともに、地域でのJAS構造材の供給体制構築等の取組を支援します。

<事業の内容>

①JAS構造材活用宣言事業

JAS構造材（製材、集成材など）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援します。

②JAS構造材の実証支援事業

「JAS構造材活用拡大宣言」を行った事業者（建設業者）が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、地域の先例として、普及・拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達に要する経費の一部を支援します。

③JAS構造材供給体制の整備事業

改正建築基準法の施行を見据えて、JAS構造材の供給拡大に向け、JAS材の品質管理等に必要な人材の育成や測定機器の導入及びアドバイザー派遣、また地域のJAS製造工場の連携体制の構築や情報窓口の設置等に要する費用の一部を支援します。

<事業イメージ>

①JAS構造材活用宣言事業

建設業者（利用事業者）の宣言例 ☐ 宣言：JAS構造材の利用率向上 ☐ 目標：〇年〇月までにJAS構造材を利用した非住宅建築物を〇棟建築します。	製材事業者（供給事業者）の宣言例 ☐ 宣言：JAS構造材の生産拡大 ☐ 目標：〇年〇月までにJAS構造材の生産量〇〇m ³ /年に向けて努力します。
---	--

利用の取組

②JAS構造材の実証支援事業

JAS構造材活用宣言事業者（建設業者）



<要件>

- ・対象は、非住宅建築物等。
- ・JAS構造材の調達に要する経費を支援

→JAS構造材の利用実証を通じて、調達ルートの構築や構造計算による広い空間づくりなどの利用のノウハウを獲得

事例の分析・集約

ノウハウの共有に向けた事例集の作成等

宣言に基づく取組の展開

木造建築物へのJAS構造材の利用拡大

JAS構造材の供給の拡大

地域のJAS認証工場の拡大や連携等の促進

人材育成、測定機器導入、アドバイザー派遣、工場連携等

宣言に基づく取組の展開

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

<対策のポイント>

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

<事業の内容>

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。また、地域でのJAS構造材の供給体制構築等の取組を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

4. 木造公共建築物等の整備

非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、木造公共建築物等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証



木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及



【お問い合わせ先】

（1、2の事業）	林野庁木材産業課	（03-6744-2294）
（3、4の事業）	林野庁木材利用課	（03-6744-2626）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
非住宅建築物等木材利用促進事業

【令和7年度予算額 32,604(56,706)千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域における非住宅木造建築物整備推進

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域の企業や行政が参画する地域協議会^{注1}等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

注1 地域協議会：地域の商業関係団体、木材関係団体、設計者、施工者、木材コーディネーター、行政等により構成される協議会

主な支援対象

地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート等**



<事業の流れ>



非住宅建築物等における木材利用の拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2120）